

徳島大学大学院創成科学研究科の博士学位審査に関する内規

令和4年4月1日
大学院創成科学研究科長制定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この内規は、徳島大学大学院創成科学研究科学学位規則実施細則（以下「細則」という。）第14条の規定に基づき、徳島大学大学院創成科学研究科創成科学専攻（以下「専攻」という。）における博士学位審査の実施に関し必要な細目を定めるものとする。

第2章 課程修了による学位審査

(予備審査)

第2条 細則第2条第1項に規定する時期に課程博士の学位論文を提出しようとする者は、細則第3条第1項の規定により、あらかじめ創成科学専攻教授会（以下「専攻教授会」という。）による予備審査を受け、承認を得るものとする。

(予備審査の申請書類)

第3条 予備審査を申請する者は、指導教員の承認を得て、次の各号に掲げる書類を創成科学専攻長（以下「専攻長」という。）に提出するものとする。ただし、第2号及び第3号の書類については、予備審査委員会の委員（審査協力者を含む。）が3人を超える場合は、その委員の数の部数とする。

- (1) 予備審査申請書（様式1） 1部
- (2) 学位論文の内容梗概（30ページ程度） 3部
- (3) 参考論文（学術雑誌に投稿中のものは、その原稿の写し） 各3部

(予備審査の申請時期)

第4条 予備審査の申請時期は、予定されている学位論文提出時期の3月以前とする。

(予備審査の付託)

第5条 予備審査の申請があったときは、専攻長は専攻教授会に付議し、申請者ごとに予備審査委員会を組織し、学位論文の審査の請求に値するか否かを決定するための予備審査を付託する。

(予備審査委員会)

第6条 予備審査委員会は、専攻の研究指導教員のうちから、申請者の指導教員を含めて選出された3人以上の委員によって構成し、その過半数は、申請学位の授与権を有する研究指導教員とする。ただし、必要があるときは、徳島大学大学院の担当教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力（予備審査委員に加わることを含む。）を求めることができる。

2 前項の委員の選出は、投票によるものとする。

3 予備審査委員会に委員の互選による委員長を置き、委員長は予備審査委員会の総括を行う。

4 予備審査委員会は、予備審査を付託された日から1月以内に、学位論文の審査の請求に値するか否かを決定し、委員長はその結果を専攻教授会に報告する。

(予備審査の議決と結果の通知)

第7条 専攻教授会は、予備審査委員会委員長の報告に基づき、学位論文の審査の請求に値するか否かを審議の上議決し、その結果を速やかに申請者に通知する。

(課程博士の学位論文の提出時期)

第8条 課程博士の学位論文を提出する時期は、博士後期課程の各学年の1月又は7月の指定の期日までとする。第15条で定める単位修得退学後3年以内の者についても同様とする。

(参考論文)

第9条 細則第3条第1項第7号の参考論文とは、申請者によって執筆され、学位論文の主要な内容が記述された公刊論文又は公刊されることが証明された論文原稿をいう。

2 前項の参考論文には、原則として、学位申請者が主として寄与した研究成果を申請者自身が執筆し、権威ある学術雑誌に投稿して査読の結果受理された主論文が1報以上あることを必要とする。

3 公刊論文として、さらに数編程度の副論文があることが望ましい。

4 主論文が学位申請者を含む複数の著者によって執筆された共著論文の場合には、その論文の

成果が主として学位申請者が寄与したものであり、主要部分が申請者によって執筆されたものであることを、すべての共著者が署名捺印の上証明する細則第3条第1項第8号の共著者の承諾書の提出を必要とする。なお、指導教員が論文提出について共著者の承諾を得ている場合は、承諾確認書（様式3）をもってこれに代えることができる。

（主論文）

第10条 主論文は、ただ1人の学位論文に用いられるものではなくてはならない。そのため、学位申請者の単著又は筆頭著者であることが望ましいが、特別な事情によってそうでない場合には、前条の共著者の承諾書又は承諾確認書を提出させるとともに、審査委員はその事情を専攻教授会で説明するものとする。

（副論文）

第11条 副論文とは、学位申請者が参加した研究の成果を共同執筆した同種の公刊論文をいう（単著又は筆頭著者であることを問わない。）。申請者が筆頭著者として執筆し、著者自身が発表した国際会議論文なども含む。

（審査委員会）

第12条 細則第4条に規定する審査委員会は、専攻の研究指導教員のうちから、申請者の指導教員を含めて選出された3人以上（専攻教授会構成員の3人を含む。）の委員によって構成し、その過半数は、申請学位の授与権を有する研究指導教員とする。ただし、必要があるときは、学位論文の審査等に当たって、徳島大学大学院の担当教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力（審査委員に加わることを含む。）を求めることができる。

2 審査委員会に審査委員主査（以下「主査」という。）を置き、主査は審査委員会の総括を行う。

3 審査委員会委員の選出は、投票によるものとする。ただし、主査に指導教員を選出することはできない。

（学位論文の公聴会）

第13条 論文審査の段階において、審査委員会は、学位論文の公聴会を開催するものとする。

2 主査は、学位論文の公聴会の開催日を、原則として開催日の1週間前までに申請者に通知するとともに、関係教室等への掲示をもって公示するものとする。

（最終試験）

第14条 細則第5条第1項の最終試験は、口頭による専門科目試験とする。

（単位修得退学者の取扱い）

第15条 本研究科博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得後退学した者が、退学後3年以内に論文を提出する場合は、細則第3章に規定する論文提出に係る学位審査として取り扱う。その場合の学位論文の審査については、細則第2章の課程修了に係る学位審査を準用するものとする。

第3章 論文提出による学位審査

（論文提出による予備審査）

第16条 細則第8条第1項に規定する論文提出による学位審査を申請しようとする者は、細則第9条の規定により、あらかじめ専攻教授会による予備審査を受け、承認を得るものとする。

（紹介委員）

第17条 申請者は、論文内容に関連ある研究分野の専攻研究指導教員を紹介委員として選ぶものとする。

（論文提出による予備審査の申請書類）

第18条 論文の予備審査を申請する者は、紹介委員の承認を得て、次の各号に掲げる書類を専攻長に提出するものとする。ただし、第2号及び第3号の書類については、予備審査委員会の委員（審査協力者を含む。）が3人を超える場合は、その委員の数の部数とする。

- (1) 論文予備審査申請書（様式2） 1部
- (2) 学位論文の内容梗概（50ページ程度） 3部
- (3) 参考論文（学術雑誌に投稿中のものは、その原稿の写し） 各3部
- (4) 履歴書

(5) 最終学歴の卒業又は修了証明書

(論文提出による予備審査の申請時期)

第19条 予備審査の申請時期は、予定されている学位論文提出時期の3月以前とする。

(論文提出による予備審査の付託)

第20条 予備審査の申請があったときは、専攻長は専攻教授会に付議し、申請者ごとに論文予備審査委員会を組織し、学位論文の審査の請求に値するか否かを決定するための予備審査を付託する。

(論文予備審査委員会)

第21条 論文予備審査委員会は、専攻の研究指導教員のうちから、紹介委員を含めて選出された3人以上の委員によって構成し、その過半数は、申請学位の授与権を有する研究指導教員とする。ただし、必要があるときは、徳島大学大学院の担当教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力(論文予備審査委員に加わることを含む。)を求めることができる。

2 前項の委員の選出は、投票によるものとする。

3 論文予備審査委員会に委員の互選による委員長を置き、委員長は論文予備審査委員会の総括を行う。

4 論文予備審査委員会は、予備審査を付託された日から1月以内に、学位論文の審査の請求に値するか否かを決定し、委員長はその結果を専攻教授会に報告する。

(論文予備審査の議決と結果の通知)

第22条 専攻教授会は、論文予備審査委員会委員長の報告に基づき、学位論文の審査の請求に値するか否かを審議の上議決し、その結果を速やかに申請者に通知する。

(論文提出による学位論文の提出時期)

第23条 論文提出による学位論文を提出する時期は、毎年4月又は10月の指定の期日までとする。

(論文提出による博士論文の提出書類)

第24条 細則第8条第2項第1号に該当する者については、細則第9条に規定する書類のうち第10号及び第11号の書類の提出を要しないものとする。

(論文提出による参考論文)

第25条 細則第9条第8号の参考論文とは、申請者によって執筆され、学位論文の主要な内容が記述された公刊論文又は公刊されることが証明された論文原稿をいう。

2 前項の参考論文には、原則として、学位申請者が主として寄与した研究成果を申請者自身が執筆し、権威ある学術雑誌に投稿して査読の結果受理された主論文が3報以上あることを必要とする。

3 公刊論文として、さらに数編程度の副論文があることが望ましい。

4 主論文が学位申請者を含む複数の著者によって執筆された共著論文の場合には、その論文の成果が主として学位申請者が寄与したものであり、主要部分が申請者によって執筆されたものであることを、すべての共著者が署名捺印の上証明する細則第9条第9号の共著者の承諾書の提出を必要とする。

5 主論文及び副論文については、それぞれ第10条及び第11条の規定を準用する。

(論文審査委員会)

第26条 細則第10条に規定する論文審査委員会は、専攻の研究指導教員のうちから、紹介委員を含めて選出された3人以上(専攻教授会構成員の3人を含む。)の委員によって構成し、その過半数は、申請学位の授与権を有する研究指導教員とする。ただし、必要があるときは、学位論文の審査に当たって、徳島大学大学院の担当教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力(論文審査委員に加わることを含む。)を求めることができる。

2 審査委員会に審査委員主査(以下「主査」という。)を置き、主査は審査委員会の総括を行う。

3 審査委員会委員の選出は、投票によるものとする。ただし、主査に指導教員を選出することはできない。

(論文提出による学位論文の公聴会)

第27条 論文審査の段階において、論文審査委員会は、学位論文の公聴会を開催するものとする。

2 主査は、学位論文の公聴会の開催日を、原則として開催日の1週間前までに申請者に通知するとともに、関係教室等への掲示をもって公示するものとする。

(試問)

第28条 細則第11条第1項の学力の確認は、試問の方法により行うものとし、専門科目については口頭で、外国語については筆答で行う。

2 外国語の試問は、英語について行う。

3 外国語の主論文又は申請者自身が発表した国際会議論文がある場合には、外国語の試問は免除する。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和7年4月1日から施行する。

様式1

(和暦) 年 月 日

徳島大学大学院創成科学研究科長 殿

署名.....

予 備 審 査 申 請 書

このたび、徳島大学大学院創成科学研究科の博士学位審査に関する内規第2条の規定に基づき、予備審査を実施くださるよう関係書類を添えて申請します。

(指導教員署名)

【注】 黒色のボールペンを使用し、自筆で署名すること。

様式2

(和暦) 年 月 日

徳島大学大学院創成科学研究科長 殿

署名.....

論 文 予 備 審 査 申 請 書

このたび、徳島大学大学院創成科学研究科の博士学位審査に関する内規第16条の規定に基づき、論文予備審査を実施くださるよう関係書類を添えて申請します。

(紹介委員署名)

【注】 黒色のボールペンを使用し、自筆で署名すること。

様式3

承諾確認書

(和暦) 年 月 日

徳島大学大学院創成科学研究科長 殿

指導教員署名

学位論文申請者氏名

博士論文題目「 _____ 」

共著論文

共著者名

(和暦) 年 月発行 ○○雑誌第○巻○号○○～○○ページに発表済

上記共著論文を _____ 氏が徳島大学に申請する博士の学位論文の参考論文（主論文）として使用することについて、全共著者から異議がないこと及び将来においても博士論文として他に使用しないことを確認しております。

また、同氏が提出する学位論文の本文全体を徳島大学機関リポジトリで公表することについて、以下のとおり確認しております。

- 承諾します。
 承諾しません。
(どちらかにチェックを入れてください)

(注)

- 1 学位規則により、平成25年4月以降に学位を授与される学位論文は、原則として当該博士の学位を授与する大学の機関リポジトリにより、その全文を公表することが定められています。
- 2 上記1の理由により、万が一チェックに不備がある場合は、学位論文の本文全体の機関リポジトリ公表に同意いただいたものと判断させていただきます。
- 3 雑誌発表に伴い共著論文の著作権が出版社等に移動している場合は、現著作権者の意向を尊重させていただきます。